

平成 30 年度 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日 時 平成 31 年 2 月 13 日(水) 15 時 30 分から 17 時 00 分まで
場 所 尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホールA
出席者 委員 20 人 (代理出席含む。)

会議要旨

1 開会

出席状況等の確認

2 協議事項

(1) 尼崎市立学校の平成 29 年度いじめの認知状況について **資料 1**

事務局から、資料 1 に基づき説明した後、委員から次のような発言があった。

* 主な発言要旨

(委員 A)

いじめの態様の「その他」の項目で「金品を隠す、盗む・・・」というような部類のものは、指導の部分では学校以外では、どのような対応がされているのかが気になりました。

(委員 B)

小学校では学校での対応以外に、保護者への連絡と警察に連絡する場合があります。

(委員 A)

1 度や 2 度だけでなく、その子どもに対しては引き続き、経過を観察していくということですか。

(委員 B)

そうです。何回もそういった行為をする子ども中にはいますので、しっかりと指導していく上で、子どもの観察もしていくというのが基本になっています。

(2) 各機関のいじめの防止等のための取組について

尼崎人権擁護委員協議会、尼崎市 P T A 連合会及び各学校より、各機関でのいじめの防止等のための取組について説明があった後、委員から次のような発言があった。

* 主な発言要旨

(委員 C)

いじめにあった児童の保護者が学校に相談に来られることは有りがちなのかなとは思いますが、来られた際に、児童の様子を観察したいや、いじめをした児童やその保護者と直接話したいと言われたときはどのように対応されるのでしょうか。

(委員 D)

経験上では、いじめにあった児童の保護者が学校に来て、児童の様子を見させてほしいということで、観察させることは基本的にありません。一方の保護者が来られる際は、他方の保護者も出てきてもらわなければ対等な話し合いができないので、もし、そのような場を設けるならば、我々が立ち合いの下で行っております。

過去に関わった保護者で、いじめの調査を行ったところ、頻度や内容に差があったものの、かなりちよっかいを出されたということで、すべての保護者と話がしたいということがあり、その際についても、役割や決めごとは一緒で、他方の保護者が同伴で事実を報告し、互いの親としての思いを伝える場を5回くらいに分けて実施したことがあります。

場合によりますが、今申し上げたように、保護者だけが来て、一方的に児童に接触するということは基本的にはないと思っています。

(委員B)

小学校も中学校の考え方と同じで、保護者が来られた場合に、児童を直接接触させるということはないです。学校側で事実を確認し、もう一度、来られた保護者に説明し、納得いただけない場合は、相手側の保護者も呼んで、一緒に話をするということが基本になります。

(委員E)

高校ではそういった事例はあまりないのかもしれませんが、生徒もだいぶ大人になっていますので、生徒同士で解決することがほとんどです。もし、そのようなことがあった場合は、出来る限り学校が間に入るので、親同士が会うということはありません。

(委員A)

地域の方からですが、市内の学校に通っている孫がSNSで誹謗中傷されており、インターネットで相談先を調べて、私の方へ相談に来られたのですが、「いじめ問題」ということだったので行政にも相談できますが、まずは学校へ相談されてはいかがですかと伝えました。それで、学校へ相談に行かれたようで、学校側は全校集会で対応するので静観してほしいとの回答だったそうです。それ以降は、私はその内容は聞いておりませんが、何も聞こえてこないということは良い方向に進んだのではないかと思います。

毎年一度は、地域の方や児童学生の保護者などを集めて、SNSに関する講習会を行い、実態がどうであるかなどの意見も聞いているのですが、学校側としてはSNSの危険性や人権などに関する研修などの取組は考えているのでしょうか。もし、そのような場合でしたら、SNSでいじめを受けたときに子どもたちに対しての学校での対応をどのように考えておられるかということについてお聞かせ願います。

(委員E)

年に1回は必ず、県警や携帯会社などからお越しいただいており、取り組まれる内容は学校ごとにそれぞれだと思いますが、そういった取組を実施することに関しては努めております。

学校に相談に来られた場合には、ほとんどの学校が同じだと思いますが、まず、被害に遭っている生徒から事情の聞き取りをして、その中で、自分の学校の生徒が関与している場合は、その生徒からも事情を聞き取り、内容がナイーブな案件であれば、周りから話しを聞いてくるなど、必ずそういった形で動いていると思います。

(委員D)

防犯教室は年に1回は必ずどの学校でも実施していると思います。県警や少年サポートセンターに協力いただいたり、他には劇形式で行ったり、他には携帯会社も何社かそのような取組をしているので、本校ではLINE株式会社をお願いしており、間もなく実施する予定です。

もし、問題が起こったら、やはり事実確認や周知をしっかりと、書き込みに対する考え方は「辛い」と感じたら「いじめ」と認定して対応させていただいております。

(委員B)

小学校でも高校や中学校と同じで県警や携帯会社に協力いただいたりしながら講習会を行っています。

小学生は保護者の携帯を使ってLINEをしたりすることがありますので、家庭の方としっかり連携を取りながら、内容を確認していただいたり、削除をお願いするというような対応をしております。あとは、中学校や高校と同様に聞き取りをして、事実確認をした上で双方の保護者と話しながら解決に向けて取り組んでおります。

(委員B)

市内全域で、いじめを未然に防ぐということで、挨拶指導や靴を揃えることや自尊感情を高めるような「誉め言葉のシャワー」などの取組を行いながら、根本的にいじめが起こらないような環境を作れるよう取り組んでいます。今年度からは、SNSなどの携帯の使い方についても研究を進めているところで、現在は1年目ということでアンケート調査をしているところです。今後はそういったことを活かしながらいじめの件数が減るようにしていきたいと思っています。

新しい法律の下で、いじめの認知がだいぶ増えています。積極的にいじめを認知することで早期に解決できるような案件も多々あると思っており、解決に向けて色々取り組んでいるところです。

(委員D)

基本的には各学校での取組ですので、具体性は欠けるとは思いますが、ここ数年感じていることで、いじめの認知の定義が変わって、いじめられた側が辛く感じたらいじめであり、学校としても積極的に認知しましょうということで、最初は、対応はどうしたらよいのかと感じました。学校にとって「いじめ」は大きな問題であるイメージでした。ですが、実際に定義が変わって、4～5年くらい経って、いじめの認知をしっかりとっていくということで、私自身が感じていることですが、保護者に「これはいじめである」と宣告することによって、逆に「これくらいのことで気にしすぎである」と言われると思ったのですが、私の感覚ではその逆で、「やっぱりいじめである」「すごくいけないことをした」と強く反省して、相手側にも「二度とこのようなことがないようにしましょう」という前向きな話し合いがしやすくなったのではないかと感じております。そのように早目にこちら側から「これはいじめだよ」と子どもたちにしっかりと話していく流れができたのかなと思います。件数が増えたのは、いじめが増えているのではなく、我々が宣言して指導する場が増えたからということで、そのような風潮にもなってきているので、これはプラスに考えて、積極的に取り組んでいけばよいと感じております。

具体的な取組としましては、特別に、いじめが無くなるように何かをしているということとはございませんが、やはり、落ち着いた学校生活と学校の中でのルールをしっかり守らせることが良いのではないかと、市内全体としまして学校が落ち着いてきており、授業が成り立たない学校というのも、ほとんど報告はございませんので、この流れでいけば良いのではないかと感じております。

(委員E)

高校においては、各学校で学校のホームページに「いじめ防止基本方針」を策定して掲載しております。誰でも見れるようになっておりますので、そのような形で、まずは方針を立てており、あとは、「いじめ対策チーム」を各学校で作っております。いじめが起きたときにそのようなチームを発動させて、どのように対応していくべきなのかということを検討しております。

先週と先々週に、阪神地区と尼崎地区で生徒指導部長会議があったのですが、現在のところ、いじめで何か大変だったということよりは、SNSの対応について、例えば、タバコと一緒に写っているとか、お酒を持っているとか、そのようなところで、いま高校生はSNSを使うようなことが増えており、そういう意味では、高校生はいじめに対して意識はできてきたのかな

というような感じがします。あとは、毎月や毎学期の全校集会で必ず生徒指導担当の方から、そのような話をさせてもらったり、学期ごとのアンケートを実施したり、県から届いた文書を生徒や保護者に送付するなどの方法を探らせていただいております。

(委員F)

学校としては、どの学校もホームページに各学校の「いじめ防止基本方針」を掲載しているのと、いじめの定義が変わっているので、職員間で周知するというのと、早期発見ということでアンケートを毎学期実施しています。その中で書かれている内容を細かく読み込んで、担任がまず気になったこと、それを担任だけで対応するのではなく、学年の複数で子どもたちからも聞き取りをし、保護者にも連絡をして、じっくりと話し合うということであれば、そのように対応をしています。

あとは、保護者にも呼び掛けて、子どもたちに年に1回は必ずSNSの研修を行っていますが、実際、保護者はあまり来ません。子どもたちは、そういう授業をしても、やっぱり友達関係やその場の勢いでじっくり考えずにLINEでグループトークに送信し、その内容でトラブルなどになります。長期休暇中の出来事だったら、担任がだいぶ後にそのことを知ることになり、それから子どもたちに聞き取りを行ったうえで指導することになります。一度の研修をしたからそれで良いということではなく、繰り返し指導していく必要があるということです。また、学校での様子を保護者同士がLINEで情報を流してしまって問題になるということがあるので、やはり保護者も是非そういう研修を受けてほしいと常々思っております。

(会長)

学校関係の現在の取組等について発表いただきましたが、他に各関係機関で取り組まれていることがあれば、この場で発表していただければと思います。

(委員G)

各学校の取組でもよく挙がっておりますが、いじめを早期に認知するというのを国から厳しく指導を受けております。大津市の事件があり、いじめ防止対策推進法が平成25年に施行され、この時点からいじめの定義が「苦痛を感じたら全ていじめ」ということで、早い段階からいじめと認知して対応しなければならないという通知もあります。事例の中には、ジャングリズムで順番抜きをされ、嫌な思いをしたら、これもいじめに該当し、他には、問題を解いていて、ようやく解けそうなのに友達が先に答えを言ってしまう、「なぜ、先に答えを言うのか」という苦痛を受けた場合、これもいじめに該当するということが求められています。学校自身はいじめの定義が、昔の方が自分より弱者に対して、一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加えるとか、深刻な苦痛を感じているなど、やはり昔の一般的ないじめの定義というのが、まだマスコミ等にも浸透しており、学校としてはいじめを挙げていくというのは非常に抵抗があるような状況でございます。今年度、小学校の生徒指導部会や中学校の生徒指導部会、また、管理職研修の方で、いじめの定義が変わっており、認知をしっかりとっていくことが、いじめの早期発見やいじめ対応につながるということを、特に力を入れて取り組んでおります。まだまだ、尼崎市としては認知が非常に少ないです。今後、この件数を上げていくように、今年度は何回か研修で「細かい段階から認知する」ということで、いじめというのは目に見えにくく、子どもたちも先生に見えないようにそのようなことをしますので、少しでもそういう事例があれば、いじめとして認知をして対応していくというようなことで、取り組んでいます。

(委員H代理者)

こども家庭センターは児童虐待相談や養護相談など、色々取り組んでおりますが、その中で、被虐待児童の場合、学校と連携して学校での性格・行動、様子など、色んな面で情報をいただ

いて、総合的に判断しておりますので、いじめ自体が虐待によって明確になることもあります。参考的に情報を収集している次第でございます。

こども家庭センターには児童心理司がおり、心理面でのサポートなどもできますので、今後とも学校と連携していけたらと思います。

(委員 I)

いじめに特化したことはなく、学校からの依頼で非行防止教室を行うことがあり、非行防止や被害防止がメインとなってくるのですが、その中で、ネットいじめなどのツールとなっているスマートフォンの使い方や、使い方を誤れば犯罪やトラブルに巻き込まれる恐れがあるということを指導します。具体的には、ネットへの不用意な書き込みなどが人を傷つける場合があって、それがいじめの原因に場合があるということを伝えるようにしています。

(3) SNSを活用した悩み相談について **資料 2**

事務局から、資料 2 に基づき説明した後、委員から次のような発言があった。

* 主な発言要旨

(委員 J)

この SNS 悩み相談実施報告書の登録者数は 1,007 人とありますが、兵庫県内の小中高生を対象としたら、数十万人という人数がいたと思います。周知方法については教育委員会を通じて各学校へ配布となっていますが、学校現場でこのカードは配られていたのでしょうか。登録者数が少ないように感じたので教えていただければと思います。

(委員 E)

小中高ともに全校で配布しております。

(会長)

どの学校でも配られていると思いますが、数で見たら本当に少ないのかなと思います。

(委員 A)

これは尼崎市の数ではなく、兵庫県の数ということですか。尼崎市ではどれくらいですか。

(委員 K)

この取組は兵庫県が実施したものなので、尼崎市の数についての掲載はございません。

(会長)

他にはございませんでしょうか。

(委員 A)

いじめなどの問題で学校が状況を把握していると思います。学校だけの見守りではなく、地域での見守りということで、生活態度とか問題を抱える子どもや保護者の家庭や地域での過ごし方はどうなのかということについては地域に下していくというような考えはいかがでしょうか。

民生児童委員であれば、学校との連携を密にというように考えているのですが、問題を起こしたあとで、不登校や家庭環境が少し破綻しているような部分は話が下りてくるのですが、それ以前に少し様子がおかしいとか、兆しがあるという時点では、なかなか下りてきません。そういう部分において、私たちの活動としては地域での見守りということですので、何かそのような少しでも、学校で引き継ぎがあって、「この内容なら地域に下ろしてもよい。」というときはいかがかなと思いましたのでお聞きします。

(委員L)

守秘義務がありますので、学校は言えないと思います。むしろ、学校側に立てば、地域から情報をいただきたいと思います。どのような家庭で、どのようにその子は育てられているのかということをお教えいただきたいというのが本音ではないかなと思います。そこから、連携していけばよいのではないのでしょうか。私たちも情報を提供して、つながってもらえているところもありますので、是非、「地域から学校へ」と思います。

(委員M)

地域からということで、普段から街頭パトロールをして、地域を回っております。そのときに気づいたことなどを学校に報告することはあります。また、問題が起きた場合、例えば、公園で喫煙している場合は、どの学校の生徒かということが分かれば、直ぐ学校に知らせたり、集会のときに一緒に参加させていただいたりして、地域からの報告ということを1学期末に毎年させてもらっております。私たち補導員は地域をパトロールしていますので、状況がよく分かっています。パトロールのときにいじめを受けているような場面を見かけたり、子どもの泣き声がよく聞こえるなど、そのような情報は割と早く察知する場合がありますので、そのときは必ず警察に報告するようにしております。地域を密接にパトロールしており、色々な情報をキャッチする場合がありますので、そういうときは私たちが警察や学校にどのようなことがあったということを発信しております。また、月1回理事会があるので、その場でも各理事から報告してもらっております。

(会長)

ありがとうございます。今後も関係機関に連携していただいて、子どもたちを良い方向へ導いていただけたらと思います。

(4) その他

事務局から会議内容の公表について、議事要旨及び会議資料一式を尼崎市ホームページにて公開することを説明のうえ、了承を得た。

以 上